

広島市立大学学術リポジトリ

東ティモールにおけるフォローアップ移行期正義：
正義なき記憶の継承と被害者支援(特集論文)

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-03-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 松野, 明久, MATSUNO, Akihisa メールアドレス: 所属:
URL	https://hiroshima-cu.repo.nii.ac.jp/records/1951

特集論文

東ティモールにおけるフォローアップ移行期正義
——正義なき記憶の継承と被害者支援松野 明久
大阪大学名誉教授

はじめに

紛争後平和構築において行われる移行期正義は、紛争中の国際犯罪や重大な犯罪の責任者を裁く裁判、人権侵害の真相究明、失踪者の行方調査、被害者の救済・支援、和解、旧体制関係者のスクリーニング、追悼記念事業、制度改革、人権教育などさまざまな活動を含む分野である。平和構築における移行期正義の目的は、紛争に終止符を打つと同時に、法の支配、民主主義、人権尊重といった原則を定着させ、和解を進めて、紛争の再発を防ぐことにある。

従来、平和構築の一部としての移行期正義は紛争直後の機運を利用した短期的な事業であると考えられてきた。しかし、現実には、人権侵害の裁判や被害者救済、和解といった移行期正義の個々の実践は必ずしも短期的には終わらない。少なくともこれらは当事者が生存している間は続けることができるものである。また、当事者がいなくなっても、戦争犯罪や人権侵害の再発防止を目的とした記憶の継承や教育という課題が残る。

したがって、近年では移行期正義を長いタイムスパンで捉えるようになっていく。実際、2010年以降、長期的な視点で移行期正義を捉える研究が登場している。例えば、そのパイオニアとも言えるキャス・コリンズの「ポスト移行期正義 (post-transitional justice)」は、1980年代から1990年代半ばにかけて中南米諸国で民政移管後に不十分にしか行われなかった移行期正義が1990年代後半以降の政治状況の変化の中で新たに追求されるようになった現象を捉えた概念である (Collins 2010)。コリーン・デイヴィスはアルゼンチンの再開した裁判をポスト移行期正義として論じた (Davis 2013)。また、ジョセップ・スマリヤの「遅れてきた移行期正義 (late transitional justice)」も、スペイン・フランコ独裁政権をめぐる移行期正義が近年になって実践され始めたことを捉えている (Sumalla 2013)。

アジアでも長年かかって移行期正義が追求されている事例がある。韓国濟州島四・三事件 (1947年) の真相究明と被害者救済、光州事件 (1980年) の真相究明と犠牲者追悼が始まったのは2000年以降である。また、台湾の二・二八事件 (1947年) とその後の戒厳令下の白色テロに関する移行期正義は、2017年の促進転

型正義委員会条例（移行期正義委員会推進法）の制定と翌年の同委員会設置によって初めて包括的な事業となった（平井 2020）。

国際社会が主導した東ティモールの平和構築は国家建設を含む幅広い活動を行ったが、独立回復を準備した国連暫定行政（UNTAET）は2年半と短く、その下で始まった2つの移行期正義事業、すなわち裁きを担った重大犯罪プロセスと真実和解を進めた受容真実和解委員会（CAVR）も、UNTAETの後継ミッションである国連東ティモール支援団（UNMISSET）が2005年に終了するのに合わせてその短い活動を終えた。この2つの事業は国際社会が資金的に支えたものである。その後は、インドネシアが1999年住民投票時の騒乱の責任者を裁いた特別人権法廷（Ad-Hoc Human Rights Court）とインドネシアと東ティモール両政府が合同で実施した真実友好委員会（CVA）が2008年まで活動を続けた。それと平行して、東ティモール国内では議会が移行期正義の残された課題を独立国家としてどうフォローアップしていくかについてCAVRの勧告をもとに議論した。しかし、独立回復後の東ティモールの国内政治は鋭い対立を孕み、移行期正義事業のフォローアップの仕方についてもコンセンサスができないまま議論は下火になっていった。それが2016年、CAVRとCVAの勧告のフォローアップ機構設置の法律が制定され、「シェガ！ナショナルセンター（Centro Nacional Chega!、略してCNC）」が設立されたのである。「Chega」とはCAVRの最終報告書のタイトルで、ポルトガル語で「もうたくさんだ」を意味し、CNCがCAVRの精神を継承していることを示している。ただ、CNCは2つの委員会の勧告をすべてフォローアップするわけではない。そのマנדートに責任者処罰（裁判）はなく、主な活動の柱は記憶の継承と被害者支援である。

本稿は、平和構築期の移行期正義が終了し、残された課題に取り組む新たな実践をフォローアップ移行期正義と呼び、東ティモールにおけるフォローアップ移行期正義がCNCという裁きを求めず記憶の継承と被害者支援を軸とした機構に帰着した軌跡と要因を検討する。より具体的には、東ティモールでは平和構築期の移行期正義の終了時にCAVRが包括的な提言をまとめており、それをフォローアップすることがフォローアップ移行期正義となる。2000年に強い国際社会の関与の下に始まった東ティモールの移行期正義は16年の時を経て東ティモール人がフル・オーナーシップをもつ制度へと変化をとげた。しかしそれはまっすぐな道ではなく、その間にも推進派と消極派の攻防があり、フォローアップの構想ができるまでに長い年月が流れた。しかも、CNCは妥協の産物であり、最終的な帰着点とは言えない部分を残していて、その未来は今後の政治動向に左右される。したがって、東ティモールの移行期正義を理解するためにはそれを取り巻く諸条件を長いスパンで見ることが必要であり、そういう意味で本稿は近年の移行期正義研究の動向と軌を一にするものである。

本稿の流れとしては、まず東ティモールの移行期正義をその出発点において規定した国際的、地域的、国内的諸条件と、それらの条件の下で東ティモールの移行期正義が辿った軌跡を明らかにし、そこからCNCの特質をかくあらしめている要因を検討する。

1. 東ティモールの移行期正義を取り巻く諸条件

東ティモールの移行期正義を取り巻く諸条件は国際的、地域的、国内的なレベルで考察することができる。国際的諸条件とは、国連、国際社会及び関係国が作り出す条件である。地域的条件はここではインドネシアの国内政治及び東ティモールの対インドネシア関係が生み出す条件を指す。国内的諸条件は東ティモールの政治勢力に加え、被害者や人権団体を含めた世論が作り出す状況を意味する。東ティモール政治はここでは重要な説明要因であるので、大統領（国家元首）、首相（行政府の長）、国会議長（立法府の長）の動きを細かく見る必要がある。そのため、全体を概観しつつ話を進めるために表1を作成した。

(1) 国際的諸条件

国際社会の動向が東ティモールの紛争後移行期正義に与えた影響は決定的であった。国連は1990年代に旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所（ICTY）とルワンダ国際刑事裁判所（ICTR）を設置し、アジアにおいても民主カンブチア時代の残虐行為の責任を問うための交渉を行っていた。東ティモール紛争後の移行期正義の枠組みを作ったのは安保理である。その枠組みを決定するにあたり重要だったことは、1999年に国連が実施した住民投票前後の騒乱の責任を国連として不問に付すことはできないという国際原則からの要請と、際立った戦略的重要性をもつインドネシアを不安定化させたくないという先進諸国の思惑のバランスであった。インドネシアは国際法廷を拒否しており、それを無理強いすれば、国軍の反発によって民主移行期にある脆弱な政権が揺さぶられるかも知れなかった。結局、安保理は、インドネシアに対しては国内で国際基準にしたがって裁きを行うことを求めつつ、インドネシアと東ティモールの別々のトラックで責任者処罰を行うことを了承した。この国連の対応は、渋るカンボジア政府を説き伏せて国連が関与する裁判を要求し続けたのとは対照をなす。安保理の決定を受けて、東ティモールの国連暫定行政（UNTAET）は重大犯罪プロセスを開始した。また、UNTAETは受容真実和解委員会（CAVR）を設立し、それを支援した。重大犯罪プロセスとCAVRはともに2005年に活動を終了した。

国連や各国政府はインドネシアでの裁きに関与することはなかったが、東ティモール国内での裁判と真実和解については支援を行った。重大犯罪プロセスは国

表1 東ティモール・インドネシアの政権と国連ミッション

東ティモール		インドネシア	
大統領 所属政党 在任期間 (日/月/年)	首相 (内閣名) 所属政党 在任期間 (日/月/年)	国連 国連ミッション 期間 (日/月/年)	大統領 (所属政党) 期間 (日/月/年)
なし	<p>Jose Ramos Horta 所属政党 20/5/2002 - 20/5/2007</p> <p>Fretilin</p>	<p>Francisco Guterres Lu Olo (第1次議会) Fretilin 16/9/2001 - 20/5/2002</p> <p>Francisco Guterres Lu Olo (第2次議会) Fretilin 20/5/2002 - 8/8/2007</p>	<p>Akdrachman Walid (PKB) 20/10/1999-23/7/2001</p> <p>Megawati Sukarnoputri (PDI-P) 23/7/2001-20/10/2004</p> <p>Susilo Bambang Yudhoyono (PD) 20/10/2004-20/10/2014</p>
<p>Xanana Gusmao 所属政党 20/5/2007 - 20/5/2012</p> <p>Fretilin</p>	<p>Jose Ramos Horta (第2次内閣) Fretilin 10/7/2006 - 19/5/2007</p> <p>Estanislau da Silva (第3次内閣) Fretilin 19/5/2007 - 8/8/2007</p> <p>Xanana Gusmao (第4次内閣) CNRT主席多党分立 8/8/2007 - 8/8/2012</p> <p>Xanana Gusmao (第5次内閣) CNRT - PD - Fretilin Mudanca連立 8/8/2012 - 16/2/2015</p>	<p>UNTAET 25/10/1999 - 20/5/2002</p> <p>Scario da Melo 5/2/2002-20/5/2005</p> <p>UNHSEF Kamalahi Sharma Sukehiro Hasegawa</p> <p>UNCOTL 20/5/2005-19/6/2006</p> <p>Sukehiro Hasegawa</p> <p>UNMIT 25/8/2006-31/12/2012</p> <p>Atul Khare Amerrah Haq Fim Reske-Nielsen</p>	<p>Joko Widodo (PDI-P) 20/10/2014-現在</p>
<p>Francisco Guterres Lu Olo Fretilin 20/5/2017 - 20/5/2022</p>	<p>Rui Araujo (第6次内閣) Fretilin - CNRT - PD本連立 16/2/2015 - 15/9/2017</p> <p>Mari Alkatiri (第7次内閣) Fretilin - PD連立 15/9/2017-22/6/2018</p> <p>Taur Matan Ruak (第8次内閣) CNRT - PLP - Khunto連立 (AMP内閣) 22/6/2018-24/6/2020</p> <p>Taur Matan Ruak (第9次内閣) Fretilin - PLP - Khunto - PD連立 24/6/2020-現在</p>	<p>Adelto Hugo da Costa CNRT 5/5/2016 - 5/9/2017</p> <p>António Guterres Lopes (第4次議会) Fretilin 5/9/2017 - 5/4/2018</p> <p>António Nee da Costa Amaral (第5次議会) CNRT 5/4/2018 - 19/5/2020</p> <p>António Guterres Lopes Fretilin 19/5/2020-現在</p>	
<p>José Ramos Horta 所属政党 20/5/2022-現在</p>			

東ティモールの政党 Fretilin = 東ティモール独立革命戦線, PD = 民主党, CNRT = 復興民族会議, Fretilin Mudança = フレテリン改革党, PLP = 人民解放党, Khunto = クント党
 インドネシアの政党 PKB = 民族覚醒党, PDI-P = 闘争民主党, PD = 民主党

連が資金と人材を提供し、CAVRも各国政府の拠出によって運営された。国際NGOはCAVRに対する技術支援を行い、東ティモールの人権団体、女性団体が行う被害者支援事業を支えた。国際法廷を求める市民社会のキャンペーンもあったが、国連がそれを聞き入れることはなかった。

(2) 地域的諸条件

東ティモールを取り巻く地域的條件を形成するのはインドネシアとオーストラリアであるが、移行期正義を論じる上でより重要なのはインドネシアである。インドネシアは東ティモール紛争後の移行期正義における一方の当事国であると同時に、東ティモール内で進められる移行期正義にも影響をもつ国である。また、1998年以降民主移行期にあったインドネシアでは自国の権威主義体制期のさまざまな人権侵害をめぐる移行期正義のあり方について議論が起きていた。責任追及の矛先は弾圧を行った国軍に向けられていた。国軍は名誉のため、そして組織的利益のため、責任追及に強く反発した。

インドネシアが国連から委託された裁きのプロセスは、その後の民主改革の一般的な失速を背景として失敗に終わる。安保理が東ティモール紛争後の移行期正義の枠組みを決定したときのインドネシアの大統領は、議会内少数党である民族覚醒党(PKB)を基盤とするアブドゥルラフマン・ワヒド(Abdurrachman Wahid)であった。改革派であったワヒドは、国際法廷こそ拒否したものの、国軍の責任を追及しようとしていた。当然ながらそれは国軍の反発を招いた。国軍はインドネシア東部の紛争に介入して紛争を激化させ、国軍なくして治安回復がないことをワヒド政権に思い知らせようとした。結局、ワヒドは資金不正使用疑惑を理由に2001年7月に弾劾され、大統領の座から引きずりおろされてしまう。

ワヒド退陣後、民主改革は失速した。副大統領から大統領となった闘争民主党(PDI-P)のメガワティ・スカルノプトリ(Megawati Sukarnoputri)は初代大統領スカルノ(Sukarno)の娘としてスハルト(Suharto)打倒のシンボルとなっていたが、決して進歩的な政治家ではなく、在任中、力による共和国統一維持をめざして国軍への依存を深めた。ワヒドが対話をしようとしていたアチェ独立運動に対して、全面的軍事攻撃の再開を指示したのはメガワティである。メガワティはもともと東ティモールの住民投票を許したハビビ前大統領の決定に批判的で、国際社会が構想したインドネシアでの裁きのプロセスはメガワティ政権において破綻する。

次のスシロ・バンバン・ユドヨノ(Susilo Bambang Yudhoyono)の時代、もはや「改革」はスローガンですらなくなっていた。国軍出身者であり、彼が率いる民主党(PD)は少数政党で、スハルト体制期の翼賛組織を引き継ぐゴルカル党などと幅広く連立を組んでいたため、過去の問題への取り組みを行わなかった。インド

ネシアで最大の過去の問題は9・30事件及びその後の共産党（PKI）弾圧である。メガワティは、9・30事件を契機にスハルトに権力を奪われたスカルノの娘として、父親とその関係者の名誉回復をめざす真実和解委員会の設置法を任期終了間近に議会を通し、制定した。しかし、その実行を引き継いだユドヨノは真実和解委員会設置法の部分的不備を捉えて憲法裁判所が違憲判断を出したのをいいことに、委員会設置の計画そのものを葬ってしまった。一方で、彼の政権下でアチエの独立派との間で和平協定が成立し、東ティモールとの間では真実友好委員会が設置された。ユドヨノは、1999年の騒乱の責任はインドネシア国軍にあるとの同委員会の結論を了承した。

2014年には闘争民主党的ジョコ・ウウドド（Joko Widodo）が大統領に選ばれる。ウウドドは過去の人権問題に対処することを公約として当選したが、結局はほとんど何もしていない¹。それどころか、ユドヨノ政権下でおとなしくさせられていた旧国軍関係者の復権を許している。例えば、1999年の騒乱の司令責任を問われ東ティモール検察によって起訴された元国軍司令官・政治治安担当相ウィラント（Wiranto）を政治・法・治安大臣に起用し、その残虐性ゆえに東ティモールで恐れられた元陸軍特殊部隊・戦略予備軍司令官ブラボウォ・スビアント（Prabowo Subianto）を国防相に起用した。ブラボウォは2024年の大統領選に出馬する意向である。さらに、ウウドドは1999年の東ティモールでの住民投票時に虐殺事件に関与したとして東ティモール検察に起訴されている元民兵指導者エウリコ・グテレス（Eurico Guterres）に勲章を授与した。

インドネシアの政治エスタブリッシュメントの中に東ティモール侵略・占領の加害者たちが入ってくることは、東ティモールにとっては心配なことである。東ティモールで責任追及の声があがればインドネシアは東ティモールに圧力をかけるだろう。ただでさえ東ティモール侵略を反省する声が少ないインドネシアでその歴史認識が変わることは当然見込めない。

インドネシアの改革派・民主派勢力、とりわけ人権団体は、自国の人権侵害における国軍の責任を追及することが民主化アジェンダの一つであり、そういう観点から東ティモールの移行期正義を推進することに意義を見いだしていた。しかし、そうしたインドネシア人活動家も国内で危険にさらされていた。2003年9月に起きた、東ティモールを含む各地の人権侵害に対する国軍の責任を追及していた人権弁護士ムニールの暗殺事件は大きな衝撃であった。オランダに向かう航空機内の機内食で毒殺されたのである。

(3) 国内的諸条件

まず、表1を読むための東ティモール政治の基本構図を説明しておきたい。東ティモール政治の基本構図はフレテリン（東ティモール独立革命戦線）²と非フレ

テリン諸政党の競争である。両者には独立達成後の政策の違いもあるが、より重要な対立は独立闘争時代の政治ビジョンと闘争方針をめぐるものである。反植民地主義と革命を掲げたラディカルなフレテリンとカトリック教会の支持を受けた保守的なUDT（ティモール民主同盟）³の対立は1975年に内戦にまで発展した。この内戦を口実にインドネシアは軍事侵攻し、併合する。また、インドネシアによる侵攻後、インドネシアの軍事占領に対するレジスタンスの方針をめぐってフレテリンによる指導体制を堅持し続けるか国民統一路線をとるかで激しい内部闘争が展開された。これらの政治的対立は紛争史の起点において存在し、独立闘争の主導権をめぐって争われた問題であるため、単なる過去の歴史といって片付けられない。さりとて表だって議論すると激しい対立が再燃する恐れがあり、誰もあまり触れたがらない。この政治的対立は独立達成後も東ティモール政治をその基底において形作っている。これが過去を扱う移行期正義に影響を及ぼしていることは容易に想像されよう。

2007年以降、非フレテリン諸政党の筆頭はCNRT党⁴である。議会選挙ではフレテリンが常に第一党となるが、過半数を取れないので政権を取れるとは限らない。選挙後、フレテリンかCNRT党か、非フレテリン諸政党を取り込み与党連合の形成に成功した方が政権を担うことになる。フレテリンのリーダーはマリ・アルカティリ（Mari Alkatiri）で、CNRT党のリーダーはシャナナ・グスマン（Xanana Gusmão）である。シャナナは当初無所属の大統領であったが、2006年の政治危機後、フレテリンから政権を奪う目的でCNRT党を結成した。

移行期正義についてはシャナナの和解志向が際立つ。シャナナはすべてを赦し、和解を呼びかけ、裁判にも被害補償にも反対する。こうしたシャナナの主張は闘争時代に国民統一路線を推進した彼の立場から来ていると言えるが、独立後の東ティモールで自己の支持基盤を確保するために旧インドネシア派を取り込もうとしたこととも関係していると考えられる。最初の選挙となった制憲議会選挙に向けてシャナナは政党も結成せず、立候補もしなかった。そのためフレテリンが第一党となることを許してしまい、大統領にはなれたものの、政権を掌握することはできなかった。国民統一路線によってフレテリンを封じ込めてきたシャナナとしては、独立後の東ティモール政治において議会多数派を形成する必要があったのである。一方、フレテリンは多くの犠牲を払って民族解放闘争を率いた政党としての自負があり、敵であったインドネシア国軍及び東ティモール人協力者の赦しや和解には積極的でない。また真実探求や裁判も、フレテリン側の残虐行為を暴くことに繋がることには熱心ではない。つまり、東ティモールの独立運動指導者たちはフレテリンであれ非フレテリンであれ、それぞれの理由から裁きと真実探求にあまり熱心でないという状況がある。また、両者ともに隣国インドネシアとの安定的な関係が東ティモールにとって死活的に重要であることを理解してい

るため、インドネシアを非難することは避けたい。東ティモールで移行期正義の意義を理解し、それを推進すべきと考えている政治家は、フレテリン・非フレテリンを問わず、若い世代にみられる。彼らは移行期正義を支える人権、民主主義、非暴力が価値として定着するようになった冷戦後の1990年代に闘争のフロントラインに登場してきた世代であり、インドネシアの民主化運動を横で見ながら、あるいはそれと連携しつつ闘争を行った。移行期正義はインドネシアの民主化運動がもっていたアジェンダの一つであった。

表1で示してある最初の時期区分は国連暫定行政期である。東ティモール政治の基本構図はこの時期の後半、2001年8月の制憲議会選挙と2002年4月の大統領選挙によって姿を現した。大統領シャナナと首相アルカティリの二極構造である。2002年5月20日の独立回復（事実上の独立達成）を経て、第1次内閣から第3次内閣まで、途中2006年7月に政治危機からアルカティリが首相を辞任したものの、フレテリンが行政府と立法府を支配する時期が続いた。2006年の政治危機は国防軍内部の待遇問題に端を発し、東部・西部の民族グループの対立、国防軍・警察の対立、フレテリン・非フレテリンの対立、そして最後はアルカティリ・シャナナの対立へと発展した。東ティモール国民を二分するような対立になったその根本にあったのは上で述べた独立闘争をめぐる政治的対立であった⁵。治安機構が崩壊してしまったので東ティモール政府はオーストラリアに軍の派遣を要請しなければならなかった。国連は東ティモールの平和構築を縮小している時期であったが、この危機によって平和構築事業の切り直しを行い、2012年までミッションをおくことになった。

危機後の2007年の大統領選・議会選は、シャナナ率いる非フレテリン勢力が大統領府、行政府、立法府のすべてを支配し、フレテリンを権力機構から追い出した。この体制は2015年2月まで続く。この非フレテリン政権期に移行期正義は後退し、それどころかその成果を無効化する動きが目立った。

2015年、第6次内閣でCNRTはフレテリンと大連立を組んだ。周囲を驚かせたこのような大連立は後にも先にもこの時しかない。CNCが誕生したのはそうした政治状況の中であった。

第7次内閣から第9次内閣にかけては、フレテリン主導政権とCNRT主導政権の交代現象が見られる。第8次内閣以降、元ゲリラの司令官タウル・マタン・ルアク（Taur Matan Ruak）が作った人民解放党（PLP）、マーシャルアーツ（護身術）グループから生まれた若者中心のクント党といった少数政党がキャスティングボートを握り、東ティモール政治の基本構図に部分的溶解をもたらしている。独立回復から20年、東ティモール政治は紛争後に大人になった世代の政界への参入が進んだことで多極化に向かおうとしているようである。

東ティモールの国内諸条件に被害者団体や人権NGOを含む市民社会があるこ

とを忘れてはならないだろう。東ティモールの独立運動を担った地下活動家たちは独立回復後、役人や議員、ジャーナリスト、大学教員になった者もいれば、社会運動家であり続けた者もいる。彼らの一部はインドネシアの民主化運動、人権擁護運動とも近い関係にある。移行期正義に比較的理解がある若い政治家たちはこうした市民社会の勢力と近く、CNC 設立を決めたルイ・アラウジョ首相自身、1964年生まれで若い世代に属する。移行期正義の実施を求め、被害者支援の必要性を唱道した市民社会組織には、例えば「1974-1999年の政治的対立被害者協会 (AVKP)」、「シエガ! をわれらに協会 (ACbit)」、「アジア正義と権利 (AJAR)」、東ティモール人権協会 (HAK)、東ティモール女性連絡協議会 (Fokupers) などがあった。HAK の代表から CAVR の委員長になり、その後フレタリンの国会議員となったアニセト・グテレス・ロペス (Aniceto Guterres Lopes) は移行期正義のフォローアップ機構の設立を訴え続けた若手政治家である。

2. 東ティモール紛争後の移行期正義

前節で述べた国際的、地域的、国内的諸条件の下で、2000年、東ティモールの移行期正義はスタートした。その構想は、1999年の住民投票時、国際社会のプレゼンスの前で起きたあからさまな暴力を何らかのかたちで裁かなければならないという国際社会の意志から生まれた。それは、焦土作戦の実態が明らかになりつつあった1999年9月後半、国連人権委員会の臨時会合で始まった。ロビンソン国連人権高等弁務官は国際調査委員会の設置を呼びかけ、9月27日、人権委員会は事務総長に対し調査委員会の設置を要請した。一方、インドネシアは9月22日付で独自の調査委員会を設置した。そして翌23日、インドネシア国会を通過した人権法 (1999年第39号法) には「人権法廷」が最後の項目として加えられていた。その項目 (第104条) は人権法廷を4年以内に法制化すると述べているだけで、いかにも急ごしらえとの感は否めないものであった⁶。9月29日、インドネシアは改めて国連調査委員会を拒否すると明言した (松野 2012: 81)。

インドネシアの政権は1999年10月、ハビビ (B. J. Habibie) からワヒドの手に移っていた。ワヒドの支持基盤は弱く、一方国軍の力は依然として強かった。1999年から東部インドネシアのマルク州で起きたキリスト教徒とイスラム教徒の紛争で国軍はイスラム教徒側に肩入れし、治安の回復を図るどころか対立の火に油を注いで紛争を激化させ、それによって国軍の力を示し、治安回復を国軍に頼るしかないという現実を政府に知らしめようとした⁷。

安保理は、1999年10月25日、決議1272 (1999) によって UNTAET の設置を中心とした紛争後の措置を決定した。決議は「国際人道法及び人権法に対するシステムティックで、広範囲に及ぶ、看過できない侵害があるとの報告に憂慮を表明」

し、「そうした侵害を行った者たちは個人として責任を負うべきことを強調」した⁸。11月には3人の人権委員会の特別報告者が東ティモールを訪問し、国際法廷の設置を提言した。

国連とインドネシアの調査委員会の報告書ははからずも同じ日、2000年1月31日に発表された。インドネシアの調査委員会（KPP-HAM）の報告書は司令責任を問うウィラント元国軍司令官・政治治安担当相を含む4人の高位の軍人、第9管区司令官、東ティモール司令官など現場司令官らを検察の捜査対象とするよう勧告するという、国際的に評価の高いものとなった⁹。国連調査委員会は国連が独立した捜査機関と検察、国際法廷を設置することを提案した¹⁰。

しかし、上記の報告書が発表される直前の1月26日、インドネシア外相は責任者を自国で裁きたい旨、国連事務総長に通知していた。結局、安保理は2月18日付事務総長宛て議長書簡においてインドネシア外相の書簡を歓迎する旨伝達した¹¹。つまり、安保理はインドネシアと東ティモールに別々の裁判トラックを敷くという決定をした。この決定の背景に、民主移行期にあるインドネシアへの配慮があったことはつとに指摘されるところである。また、莫大な資金を費やした旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所（ICTY）やルワンダ国際刑事裁判所（ICTR）の経験から、国際法廷に対する国際社会の「援助疲れ（donor fatigue）」があったとの指摘もある（Reiger and Wierda 2006: 8）。こうして1999年の騒乱の責任を問う裁判はインドネシアと東ティモールに分裂し、両者に交流はないまま、異なる運命を辿ることになった。

3. 東ティモールの重大犯罪プロセス

UNTAET は2000年3月6日、UNTAET 規則2000/11号で、重大犯罪（serious crimes offences）を定義し、ディリ地方裁判所内に重大犯罪を裁く権限を与え、その控訴審は控訴裁判所で行われることを定めた¹²。続いて、6月6日、UNTAET 規則2000/15号で、ディリ地方裁判所に重大犯罪特別パネルを置くことを定め¹³、UNTAET 規則2000/16号で検察庁を設置した。重大犯罪特別パネルは3名の判事で構成され、2名が国際判事、1名が東ティモール人判事であった。検察庁で重大犯罪を扱う部署は重大犯罪部（Serious Crimes Unit: SCU）とされ、それを指揮するのは国際検事が務める副検事長であった。

重大犯罪部は、2005年に終了するまで延べ440名に対する起訴状を仕上げた。しかし、その内339名はインドネシアに帰国・逃亡していたため、有罪判決を下せたのは84名に対してであった。このパフォーマンスを評価する際には、検察庁・裁判所の構築から始めなければならなかった暫定行政の事情、司法の実務訓練を受けた東ティモール人がほとんどいなかったという人材不足の問題、予算不足、英

語・インドネシア語・テトゥン語（東ティモールの言語）など複数の言語間の翻訳・通訳にかかる労力と時間、国際スタッフがしばしば入れ替わることに伴う引継ぎの難しさなどを考慮しなければならない。東ティモール紛争後の責任追及を評価した国連専門家委員会は、さまざまな問題を指摘しつつも、「重大犯罪プロセスは概ね満足のいくものであり、国際基準にも合致している」と報告書で述べている¹⁴。

むしろ、同報告書が指摘した重大な問題は、検察の独立性が脅かされていること、そして重大犯罪プロセスを継続する政治的意志が東ティモールにはなく、政府もそれを支援しないことであった¹⁵。検察の独立性の問題は、具体的にはウィラント逮捕状事件を指している。当時、重大犯罪部は2003年2月24日付で元インドネシア国軍司令官・政治治安担当相のウィラントら軍トップの司令責任を問う起訴状を出し、ディリ地方裁判所は2004年5月10日に逮捕状を発行した。しかし、検事総長は直後にシャナナに呼び出され、その後逮捕状請求は拙速であった、部下が「愚かな行動」をしたと釈明した¹⁶。そして、ウィラントの逮捕状をインターポールに提出することはしないと述べた¹⁷。一方、シャナナはウィラントは次期大統領選挙の候補者だったので彼を起訴しないよう東ティモール政府が求められたと述べた¹⁸。

重大犯罪プロセスを継続する政治的意志が東ティモールにないというのは、大統領であったシャナナのことを言っている。憲法上、検事総長は大統領が任命し、大統領に責任を負う。つまり、重大犯罪プロセスをやるかやらないかは検事総長、そして大統領の意志にかかっている。一方、政府がそれを支援しないというのは、フレテリン政権の態度を指している。フレテリンは強い自主自立志向を内包しており、国連ミッションの早期の引揚げを望んでいた¹⁹。アルカティリは2005年4月のある演説で国連行政の問題点を列挙した際、アングロサクソン流の制度（コモンロー）を大陸法の伝統を受け継ぐ法学教育を受けた東ティモール人にやらせているとの批判をし、司法は東ティモールの最も遅れた部門だと述べている（Alkatiri 2005: 219）。当時のアナ・ペソア（Ana Pessoa）法相は司法職員のポルトガル語研修を義務化し、それまで英語とインドネシア語で行われていた司法行政のポルトガル語化を急いだ。また、フレテリンは侵略者たるインドネシア軍兵士と祖国防衛のために戦った東ティモール民族解放軍（Falintil）兵士は全く異なる道徳的立場に立っていると考えていたため、人権侵害や戦争犯罪の名の下に両者を同列に扱おうとする移行期正義の中立的立場には疑念を抱いていた。

重大犯罪プロセスは国連暫定行政の継続ミッションが東ティモールから引揚げた2005年に終了した。裁かれなかったケースは山積みとなり、放置された。

4. 東ティモール受容真実和解委員会 (CAVR)

東ティモールでは裁判とは別に真実和解委員会の構想が2000年にもちあがっていた。CAVRの最終報告書²⁰によると、1999年6月、市民社会やカトリック教会、コミュニティ指導者たちがUNTAET人権部が支援したワークショップに集まった際、独立派の大同団結組織である東ティモール民族抵抗評議会 (CNRT) の大会に真実和解委員会の設立を提案することが決まった。2000年8月に開催されたCNRT大会は「再定住・国民和解委員会 (Commission for Resettlement and National Reconciliation)」設置の提案を全会一致で採択し、提案を具体化するための準備委員会を設立した。準備委員会は9月から翌年1月にかけて13県で住民との協議会を開催して回り、人びとの移行期正義への期待や懸念を聞き取った。真実和解委員会の設置のための法案づくりは暫定行政の協議体であった国民協議会 (National Council) で行われ、2001年6月13日に承認された。そして7月13日、セルジオ・デ・メロ暫定行政官がそれをUNTAET規則2001/10号として発布した²¹。(CAVR 2013: vol. 1, 16-22)

CAVRは、2002年1月21日の7名のナショナルコミッショナーの任命から2005年10月31日の最終報告書の大統領への提出まで約3年9ヶ月活動した。その間に人権侵害の真実探求とコミュニティ和解プロセスを実施し、5巻約2,500頁に及ぶ報告書をまとめた。国際的に注目を浴びたのはコミュニティ和解プロセスである。それは定められた手続に従い、1999年の騒乱で暴力を振るった加害者(元統合派民兵)が告白、誓約、償いといった過程を経てコミュニティに再統合されるというプロセスで、それを「和解」と呼んだ。「和解」が成立した場合には、それを記した文書が裁判所に預けられ、その件で訴追されることがないという約束がなされた。CAVRは、元民兵と村人が会する「和解集会」を216箇所で開催し、合計1,379人の元民兵をコミュニティに再統合させた (CAVR: vol. 1, 44)。

CAVRが達成した成果は一定評価されているが、課題も残された。一つは、被害者支援である。被害者支援はUNTAET規則には明確な規定がなかった。しかし、CAVRは人権侵害の調査を進める中で情報を取るだけで被害者に何もしていないといった批判にさらされたため、被害者支援ユニットを立ち上げた。特別な予算がない中、被害者ワークショップや被害者の社会的認知を進めるための説明会の開催、被害者を公的な支援制度へ繋ぐ活動などを行った。ただ、それは極めて不十分なかたちでしか行われず、被害者支援はフォローアップ移行期正義に引き継がれることになる。

もう一つは東ティモール人内部の政治的対立をめぐる和解である。コミュニティ和解プロセスは紛争の全体を貫いた政治的対立を扱うものではなく、しかも重大犯罪の加害者はその対象ではなかった。コミュニティ和解プロセスの枠組みはそ

れをもって「紛争後の和解」と称するにはあまりにも射程が狭く、人びとの期待に応えるものではなかった。

東ティモールの政治的対立には、独立派とインドネシア統合派の対立と独立派内部の対立があった。独立派にとって、統合派がインドネシア軍を呼び込み、占領体制の一翼を担い、独立派の掃討・弾圧に手を貸したということは許しがたい裏切り行為であったに違いない。一方、統合派はフレテリンの攻撃的で自分だけが正しいと言わんばかりの傲慢さを批判し、それがモデルとするモザンビークのフレリモ (Frelimo) やアンゴラ解放人民運動 (MPLA) のような一党独裁的傾向をもつことに脅威を感じていた。フレテリンが侵略後に統合派の囚人を処刑したことを、統合派は残虐行為として非難した。また、独立派内部の対立については、ともに独立派であったフレテリンと UDT の関係が、1975年8月、UDT がフレテリンを締め出すための軍事行動に出たことで破綻した。その後東ティモールは内戦となり、インドネシアがそれを口実に軍事侵攻する。内戦中 UDT はさらに統合派と独立派に分裂し、独立派は海外を拠点に移して独立運動を続けたが、フレテリンとの関係は修復されなかった。侵略後、1979年にフレテリンがほぼ壊滅してしまうまで、一貫して独立運動を担ったのはフレテリンだけであった。しかし、フレテリン主導の抵抗組織がインドネシアの掃討作戦で崩壊した後、抵抗運動の構成が変わる。フレテリン出身の新しいゲリラの司令官シャナナ・グスマンはフレテリンが民族解放闘争を指導するやり方をやめ、幅広い諸グループが連携する大同団結組織「マウベレ抵抗国民評議会 (CNRM)」を構築した。自身もフレテリンを離脱して抵抗運動全体のリーダーになり、国民統一 (Unidade Nacional) を新路線として打ち出した。海外にいたジョゼ・ラモス・ホルタ (José Ramos Horta) はその路線を支持して、シャナナの海外特別代表となった。国民統一路線は、独立運動の非政党化、脱イデオロギー化、元統合派の受容、カトリック教会との関係修復を意味していた。1990年代に登場した独立運動の新しい世代はその路線を支持した。

フレテリンから見れば、国民統一路線はフレテリンの指導的地位を奪うものであったから、フレテリンの初期中核メンバーが集まっていたフレテリン海外代表部との軋轢を生んだ。リスボンを拠点とした海外代表部の代表はアビリオ・アラウジョであり、その後継者がモザンビークを拠点にしていたマリ・アルカティリであった。

独立回復後の東ティモール政治は、シャナナが大統領、アルカティリが首相になったことで、権力の二極化が起きた。大統領は憲法上象徴的な国家元首であるが、カリスマ的なシャナナはフレテリン政権への対抗勢力の結集軸となった。しかし、これは闘争時代の政治的対立の再燃であって、若い世代はそうした内部対立を続けるシニアの指導者層を批判的に見ていた。CAVR が2003年に政治的対立

に関する公聴会を開催したのは、そうした緊張が支配していた時期である。CAVRのスタッフたちがみな若い世代であったことを思えば、公聴会の開催には、シニア世代の政治的対立がインドネシアの介入を許してしまったことを認め、和解して欲しいという思いがあったことが理解されよう。筆者自身その場にいたので、公聴会の席でアルカティリとシャナナが握手を交わしたその夜、後片付けをするCAVRの若いスタッフたちがいたく興奮していたことを思い出す。

しかし、二大指導者の握手はジェスチャーに過ぎなかった。独立運動の年長組は若者たちの声に耳を傾けなかった。アルカティリはインドネシア式教育を受けた若者たちを「即席麵学士」などと揶揄し、彼らの能力を下に見ていた²²。シャナナは、1990年代の若者たちの自己犠牲的な非暴力行動を称賛しつつも、彼らがその犠牲と功績に公的な認知を求めたとき、それを批判した。

CAVR 報告書は2005年10月に大統領であったシャナナに提出された。しかし、シャナナはその提言を読んで憤慨した。提言は移行期正義のあり方について原則的な主張をしており、過去を不問に付して和解を求め、補償も不要とする大統領の考えとは相容れないものであった (Kingston 2006: 280-282)。例えば提言は、1999年以前の人道に対する罪等については事件を具体的にあげて、重大犯罪部を継続し、裁くべきだと述べている (CAVR 2015: vol. 4, 2598-2601)。また、1999年についても、インドネシアは起訴された者を東ティモールに引き渡すべきだと述べ、もしインドネシアが正義確立の妨害を続けるのであれば、国連憲章第7章によって国際法廷を設置すべきだと述べている (CAVR 2015: vol. 4, 2601)。最も大統領を驚かせたのは、被害者救済措置の提言で、資金負担をまずはインドネシアがすべきであり、続いてインドネシアに武器を供与した国々や企業が行うべきだとしたところであった (CAVR 2015: vo. 4, 2619-2620)。

5. インドネシア特別人権法廷

インドネシアは2000年11月23日に人権法廷に関する2000年第26号インドネシア共和国法²³を制定した。特別人権法廷は常設ではなく、その都度対象や射程を定め、国会の了承をえて開くもので、1999年の東ティモールにおける騒乱の責任者を被告とする法廷の国会承認は2001年3月、実際の開廷は2001年4月となった。最終審の結審は2008年4月になり、最終的には全員無罪となった。

どこが問題だったかはいくつもの報告書が指摘している。国連専門家委員会の報告書は、特別人権法廷は民間人に対する攻撃の規模、広範囲でシステムティックな性格を明らかにしていない、インドネシア政府と民兵組織の関係、国軍の組織構造、司令系統、作戦を十分に検討していないなど、深刻な欠陥をかかえていると述べた。なぜそうなったのかについて、報告書は検察に被告の責任を追及し

こういう気が全くなく、裁判官も多様な事実認定と一貫性のない判決を出し、1999年の真実を確定するという目的を達成できなかつたからだと述べた²⁴。最後に、裁判過程全体を評して「インドネシアには被告を真剣に、信頼のおけるやり方で裁くという政治的意志が欠如していた」と結論した²⁵。カリフォルニア大学バークレー校戦争犯罪センター所長のデイヴッド・コーエンが「国際移行期正義センター」のために執筆した報告書は、メカニズムの構造的問題を厳しく指摘した。それによれば、インドネシアの司法界は汚職にまみれていて、司法専門家の軍隊式教育にも現れているように上意下達のルールが浸透している。そのため、時の権力者が特に明確に命令しなくとも「政府のトップレベルに責任追及へのコミットメントがないと思われれば、それが検察のパフォーマンスを形作る」(Cohen 2003: 53)。コーエンは検察官を動機づける最終的責任は検事総長にあると述べる。

ワヒドが2001年6月6日に検事総長に任命したバハルディン・ロパ(Baharuddin Lopa)はスハルト元大統領の汚職追及に意欲を燃やしていたが、6月30日、旅先のサウジアラビアで急逝した。するとワヒドは民主化運動時代の盟友、マルシラム・シマンジュンタック(Marsillam Simanjuntak)をその後任にすえた。しかし、ワヒドは解任され、メガワティは就任から1月しか経っていないシマンジュンタックを解任し、8月15日、M.A. ラフマン(M. A. Rachman)を検事総長に任命した。ラフマンは改革派としての実績がなかったことから、改革派を失望させた。2004年10月にユドヨノ政権になってからは改革派の検事総長が任命されることはなくなった。

国際社会は、インドネシアの特別人権法廷が崩壊していく過程をみながら、それを食い止めようとはしなかった。国連専門家委員会は、もしインドネシアがしかるべき改善を行わない場合、安保理は憲章第7章を発動して第三国に国際法廷を設置するか、さもなくば国際刑事裁判所(ICC)の利用を検討すべきであると提言し、さらに各国は普遍管轄権を用いて1999年に東ティモールで起きた人権侵害の責任者を捜査し起訴することができるまで述べた²⁶。

国際社会の無関心を無理からぬことと見る向きもある。2001年9月11日の米国同時多発テロ事件は国際政治のアジェンダを大きく変えてしまったからである。インドネシアでも2001年10月13日、202人の犠牲者を出す大規模な自爆テロ事件が観光の島バリで発生した。穏健なイスラムの牙城であり、親米的なインドネシアは国際的な対テロ戦争におけるパートナーとみなされるようになった。

しかし、国際政治のアジェンダの変化が特別人権法廷への無関心の最大の要因であったかどうかは疑わしい。なぜなら一方で、同じ時期に、カンボジア民主カンブチア時代のジェノサイド及び人道に対する罪を裁くメカニズムが、国連を軸とした国際社会の強い関与によって構想され、実践されたからである。それは1990年代に米国の強い意志によって動き出し、ジョージ・W・ブッシュ政権になって

米国が関心をなくすと、日本やフランスがフォローアップした（竹村 2012: 57-66; 木村 2015: 142-145）。クリントン政権時代の1994年4月、米議会がカンボジア・ジェノサイド処罰法（Cambodian Genocide Justice Act）を採択し、それによって国務省に調査室が設置された。そこからの資金援助によってイエール大学のカンボジア・ジェノサイド・プログラム（CGP）がスタートし、同プログラムはプノンペンにカンボジア・ドキュメンテーションセンター（DC-Cam）を置いて、資料を収集した。こうして証拠収集の展望が開けたところで、1997年4月11日、国連人権委員会は過去におけるカンボジア法及び国際法の重大な侵害への対処への支援をカンボジアが求めた場合、それを検討するよう国連事務総長に求めた²⁷。その後、1997年カンボジア首相・副首相が、ICTY や ICTR をモデルに、国連に裁判への支援を要請すると²⁸、国連事務総長が任命した専門家グループの勧告（1999年）を経て、2000年7月、国連が協力してカンボジア国内法廷の中にそれを設置するという合意が成立した。その後、カンボジア特別法廷法の成立（2001年7月）、国連・カンボジア協定締結（2004年10月）があり、検事・判事の就任（2006年）、被疑者の逮捕（2007年）を経て、2008年8月に最初の起訴状が提出された。残虐行為から約30年後に始まった特別法廷は、被疑者がみな高齢となり、裁判中に死亡したり認知症になるなどして、2019年に終了するまで3名しか裁けなかったなど種々の問題があったが、裁く意志そのものは国際社会が関与するメカニズムの存在によって維持されたのである。

6. 真実友好委員会（CVA）

2015年8月、CAVRの報告書が提出されようかという時期に、東ティモール・インドネシア両政府は「真実友好委員会（CVA）」²⁹という新たな組織を立ち上げた。CVAは当初の移行期正義の構想にはなく、国連は事前に相談を受けた際、重大犯罪を含む人権侵害に対する免責条項があれば支援できないと回答したため、東ティモール・インドネシア両国政府のみで設置を進めた。東ティモールの指導者たちは重大犯罪プロセスを継続する意志はなく、またCAVRの活動にも不満をもっており、彼らの考えるインドネシアとの和解のあり方をこれによって実現しようとしたと考えられる。首相と大統領はライバル関係にあったがこの点では一致していたようで、特にシャナナのイニシアティブが大きかったと考えられる³⁰。CVAの目的は1999年の騒乱について結論的真実（conclusive truth）を明らかにし、組織的責任（institutional responsibility）を明確にすることであった。また、南アフリカの真実和解委員会にならって、真実を開示することに十分に協力した加害者には恩赦を与えるという提言を行うことになっていた。

CVAは3年をかけ、インドネシアの調査委員会（KPP-HAM）報告書、特別人

権法廷文書、東ティモールの重大犯罪部・裁判所資料、CAVR 報告書を検討し、さらに関係者から証言を聞き取り、陳述文を集めた。CVA が2008年3月に仕上げた報告書は1999年の人道に対する罪の責任はインドネシア国軍にあると結論し、それを記した報告書に両国の共同委員長が署名した³¹。そして、両国大統領・政府がその結論を了承した (Hirst 2009)。

これはいかなる成果と言えるであろうか。インドネシア大統領と政府にインドネシア国軍の責任を認めさせたのは大きいですが、インドネシア政治の実態に鑑みれば、大統領として承認したユドヨノ以外の政治家や軍人がそれを正しく理解したかどうかは疑わしい。CVA 設立の前、ウィラントを始め軍人たちが東ティモールについて語った本はいずれも騒乱の責任を否定し、東ティモールの独立は国際社会の陰謀であるという説を展開していたが (Makarim 2003; Suratman 2002; Ibrahim 2002)、その後意見を修正した痕跡はない。特別人権法廷で裁かれた軍人や民兵指導者も、CVA の報告書が出た1月後の2008年4月には、全員が無罪となった。

CVA はその TOR に恩赦条項があることで免罪を助長する可能性があるとして批判されていた。実際には CVA は恩赦を提案しなかった。CVA 報告書は、恩赦は人間の尊厳を回復し、両国の和解の基礎をつくり、法の支配が保証する枠組みにおいて暴力の再発を防ぐという目的にそぐわないと述べた (CVA 2008: 297)。

CVA の報告書は、国連が懸念したような免罪を助長するようなものにはならず、CAVR が提示した紛争の真実をほぼ踏襲するかたちで「結論的真実」を述べた。そしてインドネシア側はそれを了承し、インドネシア国軍の責任を認めた。CVA が原則的な結果を出したことは評価されるべきであろう。ただ、そうなると、シャナナヤルカティリが期待したような、特にシャナナが思い描いたようなインドネシアとの和解の基礎がこれで作られたかということ、恐らくそうではないだろう。CVA の報告書は広く読まれることはなく、インドネシアでは東ティモールの騒乱の責任者を「英雄」扱いする風潮が続いた。

7. 移行期正義のフォローアップをめぐる攻防

2005年にCAVRが終了した後、その報告書の翻訳・出版、配布、情宣、アーカイブの保存といった残された仕事があり、そのために大統領府によって「ポストCAVR 技術事務局 (Post-CAVR Technical Secretariat)」が設置された。同事務局はCAVRのアーカイブを維持し、5巻に及ぶ報告書の英語・インドネシア語・ポルトガル語出版を行い、東ティモール国内用にテトゥン語の漫画による解説書(5巻)を出版するなど、報告書の普及に努めた。

CAVRが行った提言のフォローアップの仕方についての議論は、2007年選挙後の議会(2007-2012年)で始まった。議論を牽引したのは少数政党「国民統一党

(PUN)」の党首で41才のフェルナンダ・ボルジェス (Fernanda Borges) である。ボルジェスは非フレテリン系財政テクノクラートとして暫定行政に関わり、制憲議会選挙後の第二次暫定内閣で財務相を務めた。彼女は CAVR の報告書を議論した A 委員会の委員長となった。しかし、議論はなかなか進まなかった。当時の政権は CNRT・ASDT/PSD・PD の連立政権であり³²、フレテリンは議会第一党ではあるが野党に回っていた。ボルジェスの PUN は 3 名の議員しかおらず、いずれの陣営にも属さず、両者の狭間にあって力を発揮することができなかった。

他方、フォローアップが決まらない中、達成された移行期正義の成果を無効化するような動きが続いた。その第一は、大統領になったジョゼ・ラモス・ホルタによる突然の恩赦・減刑である。2008年5月20日の独立回復記念日に、ラモス・ホルタは刑期が5年以内の者の完全な恩赦、その他の者の減刑を命じる大統領令を出した。法相は恩赦減刑の程度を下げるよう助言したがラモス・ホルタは聞かなかったという。フェルナンダ・ボルジェスが措置を公然と批判したのも無理はない。

次に起きた事件は元民兵指導者の超法規的釈放である。2009年8月、住民投票直後の1999年9月、スアイの教会で起きた独立派住民に対する虐殺への関与で重大犯罪部から人道に対する罪で起訴されていた元民兵指導者、マテルヌス・ベレ (Maternus Bere) が戻ったところで警察に逮捕された。しかし、ラモス・ホルタがインドネシア側から釈放要求を受け、首相になっていたシャナナに伝え、シャナナが法相に口頭で指示して釈放させた。それは、インドネシアの外相が住民投票10周年記念式典(8月30日)に出席するため東ティモールを訪問しようとしていた矢先のできごとであった。9月になって、元CAVR委員長のアニセト・グテレス・ロペスが長を務めるフレテリン会派は抗議のため国会審議をボイコットした。国会は先の恩赦・減刑措置にも触れ、大統領の国連総会に向けた外遊提案を拒否した。しかし、ラモス・ホルタが辞任をちらつかせて承認を迫ったために、国会は再審議を行って外遊を認めた。

インドネシアでは元民兵指導者のエウリコ・グテレスが復権を狙って動いていた。2010年、エウリコ・グテレスは東ティモール人元民兵たちの互助組織「ティモール戦士同盟 (Timor Aswain Union)」の議長になった。彼らはインドネシア政府に対し、東ティモール検察庁の重大犯罪リストに載っている403名をリストから外すよう努力を要請した³³。

復権したのは元民兵たちだけではない。その残虐さゆえに東ティモールで恐れられた元陸軍特殊部隊及び戦略予備軍司令官プラボウォ・スピアントは2008年にゲリンドラ党 (Gerindra) を結成し、政界に進出した。2014年大統領選ではメガワティと組んで副大統領候補となり、2019年には自ら大統領候補となったが、それぞれユドヨノ、ウィドドに敗北を喫した。それでもウィドド政権で国防相に任

命されたプラボウォは、エウリコ・グテレスを始め1万人を越す東ティモール人元民兵にインドネシアの主権と統一を防衛するために献身的に仕えたことを讃えてメダルを授与した。その後、エウリコがウィドド大統領に勲章を授与されたことは上に述べた通りである。こうして移行期正義後のインドネシアにおける政治の展開をみると、CVAの報告を受けて、インドネシア大統領が1999年の騒乱の責任がインドネシア国軍にあると了承したことの効果はほとんどなかったと言わざるをえない。

こうした指導者たちの後ろ向きの動きに対し、クロスが指摘するように、市民社会組織、とりわけ被害者団体や人権団体は継続的にフォローアップの必要性を訴え、また可能な実践活動を行うなど、移行期正義推進の機運を維持する役割を果たした（Cross 2021: 155-157）。例えば、2010年に設立され性暴力被害者を支援したACbit（シェガ！をわれらに）、被害者の状況を訴えて移行期正義の必要性を唱えたAJAR（アジア正義と権利）、紛争中の人権侵害の被害者が組織したAVKP（1974-1999年政治的対立被害者協会）といった団体があつたことはすでに述べた通りである。また、国際NGOであるICTJ（国際移行期正義センター）は東ティモールとインドネシアの移行期正義事業の批判的なレポートを次々と出し、2009年からジャカルタにオフィスをもってインドネシアと東ティモールの移行期正義のフォローアップに向けたアドボカシー活動を行った。

8. CNCの誕生

移行期正義に消極的なシャナナ派が大統領府、内閣、議会を支配した時期、CAVRの勧告のフォローアップは進展をみなかった。しかし、その流れも2015年2月の突然のシャナナの首相辞任で変わることになる。辞任の理由は、肥大化した内閣を縮小し効率性の高い政府にするため、また若い世代にバトンを渡す時期が来たからだと説明された。人びとを驚かせたのは新しい内閣がシャナナ率いるCNRTと宿敵フレテリンとの連立だったことである。首相にはフレテリンのルイ・アラウジョ（Rui Araújo）が指名された。医師であるルイ・アラウジョは独立回復後の最初のフレテリン政権で保健相を務め、その手腕と人柄は各方面から称賛されていた。

フレテリンは党として格別移行期正義を推進しようとはしていなかったが、少なくともシャナナやラモス・ホルタが移行期正義の成果を無効化するような行動をとることは抵抗した。また、2015年6月、フレテリンのアニセト・ロベス議員は次のような意見を議会で述べている。「今年、9月から12月まで政府は『国民的喪明け（Desluto Nacional）』を祝う計画でいる。しかし、それを意味あるものにするには、具体的なプログラムが必要である。CAVRやCVAの提言をどうするの

か。国民和解を進めなければならない。インドネシアに連れて行かれた子どもたちを帰還させるためにインドネシアと連携しなければならない。遺骨の発掘も続けなければならない。第2回選挙後の議会では被害者への補償法案が議論されたが、今では議論されなくなってしまった。議論を復活させるべきではないか。そうした法律は被害者の傷を癒やすことになるだろう。³⁴

それから1年以上経った2016年12月、アラウジョ政権はついにフォローアップ移行期正義のための機構を設置する政令2016年48号（Decree Law No. 48/2016）を出した。その機構はポルトガル語で Centro Nacional Chega! I. P.（略称 CNC）という。I.P.とは Instituto Publico（公的機関）の略である。ルイ・アラウジョ政権はフレティン、CNRT 党、民主党の連立政権であるが、閣僚たちの移行期正義に関する立場を見てみれば、赦しと和解のみを唱えるシャナナ（計画外国投資相）がいる一方で、CAVR の委員であったイザベル・グテレス（Isabel Guterres）（社会連帯相）、CVA の委員であったシリロ・クリストヴァン（Cirilo Cristovão）（国防相）、重大犯罪プロセスを行っていた時代に検事総長を務めていたロンギニョス・モンテイロ（Longuinhos Monteiro）（内相）といった移行期正義を推進する立場であった者たちがいる。みなシャナナ派のテクノクラートとして入閣しているが、CAVR や CVA のフォローアップというアイデアについては同情的であったと考えられる。クロスによれば、アラウジョ自身の家族にも「盗まれた子ども」がおり、そうした子どもたちと面会したことで前向きになったという（Cross 2021: 155）。アラウジョ政権が動いた背景には前節で述べた市民社会の絶えざる活動とアドボカシーがあった。社会連帯省は以前より紛争の女性被害者に対する支援を散発的に行っていた。

CNC は議会が制定する法律ではなく、政府が独自に発する政令（Decree Law）によって設置された³⁵。政府にしてみれば面倒な議会を通さず、政府の考える法律を速やかに作る方法であるが、一方で政府が議会の議決を経ず廃止することのできる法律でもあるので、継続性が必ずしも保証されていない。ただ、政令も大統領が公布するので、少なくとも政府と大統領府が合意したものとしての基盤は確保されている。

CNC の活動は被害者支援、教育研修、アーカイブ保存・調査研究の三分野を柱とする³⁶。被害者支援事業は、歴史的事件の記念、被害者のための住宅建設、生業支援、医療支援、一時金給付、連れ去られた子どもたちの家族再会プログラムを内容とする。CNC の正式な用語では被害者（victim）ではなくサバイバー（survivor）と呼ぶことになっている。教育研修事業は CAVR 報告書を学校教育のカリキュラムに組込む努力を教育省との協議で行っている。また、警察官、軍人、政府職員に対する人権研修、大学生やジャーナリストを対象としたピース・ジャーナリズムの研修、高校生や大学生が人権侵害の場所を訪れてサバイバーの話を書くといっ

たスタディーツアーを行っている。アーカイブ保存・調査研究は CAVR のアーカイブのデジタル化、紛争史の学術研究とその出版、住民参加型のコミュニティ史の編纂、歴史的場所の地図化、大学生インターンの受入れを行っている。

CNC の任務に正義（裁き）の追求は含まれていない。シャナナは裁判には明確に反対の立場であるし、フレテリンも強く要求しない。インドネシアとの良好な関係を維持し、インドネシアの推挙をもって東南アジア諸国連合（ASEAN）加盟を果たしたい東ティモールの指導者たちは、インドネシアを刺激する司法的な責任追及はしないと決めている。

おわりに

本稿は、長期的スパンで移行期正義をみる視点に立ち、東ティモールにおける移行期正義の構想から CNC の設立に至る軌跡をたどり、かかるフォローアップ移行期正義の特質が形成された要因を国際的、地域的、国内的条件から明らかにした。整理して述べると、国際社会はインドネシアの責任を追及することになる裁きのプロセスに熱心ではなく、インドネシアの特別人権法廷のプロセスが全員無罪という失望させる結果に終わっても、それに介入しようとしなかった。そうした国際社会とインドネシアの政治的意志の欠如を理解した東ティモールの指導者たちは、東ティモール人の加害者も減刑・恩赦して釈放してしまい、東ティモール人を裁く重大犯罪プロセスも継承しなかった。一方、そうした指導者たちの考えや行動に対して、被害者の救済については市民社会を中心にその必要性が叫ばれ、東ティモール政府がそれを含む移行期正義全般に後ろ向きだったシャナナ政権期にもアドボカシー、被害者支援の活動は続いた。議会の中にもフレテリンを中心に被害者支援についての声があがっていた。そうした活動の成果は、シャナナが首相を辞任し、フレテリンと CNRT の大連立が成立した際に、政令によるフォローアップ機構（CNC）の設置というかたちで実を結んだ。CNC は被害者支援、教育研修、アーカイブ保存・調査研究を任務として幅広い活動を行い、中でも被害者支援のプログラムは多いが、正義の追求だけは行わないことになっている。これは政治指導者の対インドネシア考量が背景にあって、東ティモールのフォローアップ移行期正義が避けているものとなっている。

他方、インドネシアでは東ティモールの残虐行為に関わった旧軍人・民兵たちの復権がみられる。これは東ティモールにとっても心配の種であり、東ティモールの悲惨な紛争の歴史を記録し、その記憶を継承し、示していく必要が明らかになった。こうした状況も CNC 設立の背景にあると考えられる。議会制定法ではなく政府の政令によって設置された CNC はその組織的継続性が保証されていない。今後の政権交代によって廃止または改組の可能性もあるだろう。そういう意

味で、東ティモールの移行期正義のあり方についてはCNCをもってしても最終的に決着がついた状況ではないと言わなければならない。

注

- ¹ 本稿の仕上げにかかっていた2023年1月、ジョコウィ大統領が過去に重大な人権侵害があったことを認め、被害者の権利回復に務めると表明した（朝日新聞、2023年1月22日）。しかし、2024年2月に予定された大統領選までは1年ほどしかない。2014年からの在任中何もできなかったことは抵抗勢力の強さを物語っている。
- ² フレテリン（Fretilin）は Frente Revolucionária do Timor-Leste Independente の略称で、英語は Revolutionary Front for an Independent East Timor である。1974年9月に結成された。前身はティモール社会民主協会（ASDT: Associação Social-Democrata Timorese）。
- ³ UDT は União Democrática Timorese の略称である。英語名は Timorese Democratic Union。1975年、フレテリンとの内戦に敗れ、インドネシア領に敗走する。その過程で独立派とインドネシア統合派に分裂し、独立派はのちに抵抗運動の大同団結組織「東ティモール民族抵抗評議会（CNRT: Concelho Nacional da Resistencia Timorese）」に合流する。
- ⁴ Congresso Nacional de Reconstrução de Timor（ティモール復興国民会議）の略称。2007年シャナナによって設立された。独立闘争時代の大同団結組織 CNRT を想起させるべく意図的に同じ略称が用いられているが、異なる組織である。
- ⁵ 2006年危機は、国防軍内の西部出身の若手兵士たちが東部出身の上司によって昇進等待遇で差別されていると訴えたことが発端となっている。東部出身司令官が若手兵士たちを「民兵の子ども」（つまり、インドネシア統合派の子孫の意味）と揶揄したことで若手兵士たちは兵舎に戻らず抗議を続けた。これが東部出身者・西部出身者の対立を招き、放火・暴力が蔓延し、多くの避難民を生み出した。東部出身司令官を擁護したアルカティリをシャナナが批判し、アルカティリ・シャナナの対立へと発展した。東部はゲリラを支えて独立闘争に貢献した。今でも東部はフレテリンの強固な支持基盤である。
- ⁶ Undang-undang Republik Indonesia Nomor 39 Tahun 1999 tentang Hak Asasi Manusia（人権に関する1999年第39号インドネシア共和国法）
- ⁷ マルク紛争の詳細やそれへの国軍の関与については、ICG（2000）を参照。
- ⁸ Security Council Resolution 1272（1999）、S/RES/1272（1999）、25 October 1999.
- ⁹ KPP-HAM 報告書の英訳は Hamish McDonald et al（2002）を参照。同書も指摘している通り、調査委員会の委員たちはスハルト政権時代に民主派・人権派であった弁護士たちが多数含まれていた。
- ¹⁰ Report of the International Commission of Inquiry on East Timor to the Secretary-General, A/54/726, S/2000/69, 31 January 2000, para. 153.
- ¹¹ Letter dated 18 February 2000 from the President of the Security Council to the Secretary-General, S/2000/137, 18 February 2000.
- ¹² UNTAET Regulation No. 2000/11 on the Organization of Courts in East Timor, 6 March 2000.
- ¹³ UNTAET Regulation No. 2000/15 on the Establishment of Panels with Exclusive Jurisdiction over Serious Crimes Offences.
- ¹⁴ Report to the Secretary-General of the Commission of Experts to Review the Prosecution of Serious Violations of Human Rights in Timor-Leste (then East Timor) in 1999, 26 May 2005, Annex II to S/2005/458 (17 July 2005), para. 357.
- ¹⁵ supra note 14, paras. 363–364.
- ¹⁶ supra note 14, para. 71.

- ¹⁷ supra note 14, para. 73.
- ¹⁸ supra note 14, para. 71, note 18.
- ¹⁹ フレテリンはインドネシア軍侵攻直前の1975年11月28日に東ティモール民主共和国の独立を宣言した。そうした経緯から、フレテリン内には住民投票による独立決定と国連ミッションによる独立準備は本来不要なものであり、できるだけ早期に東ティモール人に統治権を委譲すべきだとの考えがあった。海外メディアは国連暫定行政が終了した2002年5月20日を東ティモールの「独立」と称していたが、東ティモールでは「主権回復」と称し(近年では「独立回復」)、11月28日を独立宣言の日として祝日としているのも同様の背景からである。
- ²⁰ Commission for Reception, Truth and Reconciliation (CAVR), *Chega!: the final report of the Timor-Leste Commission for Reception, Truth and Reconciliation*, Vols. 1-5, 2015. CAVRの最終報告書は2005年10月25日に当時のシャナナ・グスマン大統領に提出された。ここでは2015年に出版された報告書(英語版)を参照している。英語版の他にインドネシア語版、ポルトガル語版が出版された。
- ²¹ UNTAET Regulation No. 2001/10 on the Establishment of a Commission for Reception, Truth and Reconciliation in East Timor, 13 July 2001.
- ²² 「即席学士」とはインドネシア語で sarjana supermi といい、英訳は instant noodle bachelor である。この発言は広く報道されたので現地では知られていることであるが、それに言及した文献がある (Durand 2006: 70, footnote 2; Nuttal 2021: 75)。一方、ポルトガル語があまりできないインドネシア語で教育を受けた世代は、ポルトガル語で教育を受けた世代の指導者たちがポルトガル語を公用語とし、司法、行政、教育をポルトガル語で行おうとしていることに国造りに参加できない疎外感を感じていた。
- ²³ Undang-undang Republik Indonesia Nomor 26 Tahun 2000 tentang Pengadilan Hak Asasi Manusia (人権法廷に関する2000年第26号インドネシア共和国法)
- ²⁴ supra note 14, paras. 370-374.
- ²⁵ supra note 14, paras. 375.
- ²⁶ supra note 14, paras. 525-527.
- ²⁷ Situation of Human Rights in Cambodia, Commission on Human Rights resolution 1997/49, 11 April 1997.
- ²⁸ Letter dated 21 June 1997 from the First and Second Prime Ministers of Cambodia addressed to the Secretary-General, Annex to A/51/930, S/1997/488, 24 June 1997.
- ²⁹ Comissão Verdade e Amizade (Commission of Truth and Friendship).
- ³⁰ 東ティモール側委員の構成はトップの共同委員長がディオニシオ・バボ・ソアレスで、彼は後にシャナナが立ち上げる CNRT 党の事務局長となり、シャナナ政権で法相として内閣入りする。CAVRの委員長を務めたアニセト・グテレス・ロベス(のちにフレテリンの国家議員となる)やその他のCAVR委員も参加していたが、フレテリンを代弁するような委員がいない。
- ³¹ Commission of Truth and Friendship. 2008. *Per Memoriam ad Sperem: Final Report of the Commission of Truth and Friendship (CTF) Indonesia-Timor-Leste*.
- ³² シャナナ率いる CNRT (東ティモール復興党)を中心に、フレテリンの前身政党を名に冠した ASDT (ティモール社会民主協会)、元 UDT を中心に結成された PSD (社会民主党)、学生抵抗組織を基礎に結成された PD (民主党) が連立を組んだ。
- ³³ Jakarta Post, 1 December 2010.
- ³⁴ Jornal do Parlamento Nacional, III Legislatura, Comissão Permanente Reunião de 22 de Julho de 2015, pp. 24-27.

- ³⁵ Decreto-Leti No. 48/2016, Cria o Centro Nacional Chega! I.P. Da Memória à Esperança, *Jornal da República*, Série I, No. 48, Quarta-feira, 14 de Dezembro de 2016, página 724.
- ³⁶ 活動内容はCNCの以下の冊子による。Centro Nacional Chega! 2022. *Rekupera, Reforma & Reforsa: Memoria Institucional 2017-2022*.

文献

(日本語)

- 木村光豪「カンボジアにおける移行期正義の実現に向けた挑戦：カンボジア特別法廷を手がかりに」『關西大學法學論集』65巻3号、2015年、820-868頁。
- 竹村仁美「カンボジア特別法廷の現状と課題：国際刑事司法の正当性構築の視点から」『九州国際大学法學論集』18巻3号、2012年、57-96頁。
- 平井新「現代台湾における移行期正義の形成過程—蔡英文政権期の「転型正義」関連法規の制定と運用を中心に—」『中国研究論叢』第20号、2020年、31-54頁。
- 松野明久『東ティモール独立史』早稲田大学出版部、2002年。
- 松野明久「連戦連敗の移行期正義—インドネシアと東ティモールにおける責任追及の軌跡1998～2010年」日本平和学会編『平和研究 体制移行期の人権回復と正義』第38号、2012年、77-95頁。

(外国語)

- Alkatiri, Mari, *Timor-Leste: o caminho do desenvolvimento - os primeiros anos de governação*, Lisboa: Lidel, 2005.
- CAVR (Timor-Leste Commission for Reception, Truth and Reconciliation), *Chega!: Final Report of the Timor-Leste Commission for Reception, Truth and Reconciliation*, Vols. 1-5, Jakarta: KGB in cooperation with STP-CAVR, 2015.
- Cohen, David, *Intended to Fail: the Trials before the Ad Hoc Human Rights Court in Jakarta*, International Center for Transitional Justice, August 2003.
- Collins, Cath, *Post-Transitional Justice: Human Rights Trials in Chile and El Salvador*, Penn State University Press, 2010.
- Cross, Kyoko, 'The Pursuit of Justice, Truth, and Peace: Reflections on Twenty Years of Imperfect Transitional Justice in Timor-Leste', *Asian Journal of Peacebuilding*, Vol. 9, No. 1, 2021, pp. 139-161.
- CVA (Commission of Truth and Friendship), *Per Memoriam ad Spem: Final Report of the Commission of Truth and Friendship*, 2008.
- Davis, Coreen, *State Terrorism and Post-transitional Justice in Argentina: An Analysis of Mega Cause I Trial*, New York: Palgrave Pivot, 2013.
- Durand, Frédéric, 'Timor-Leste à la récurrence des crises: Failed State, ou pays en quête de projet?', *Lusotopie*, XVI (2) 2009, pp. 65-81.
- Ibrahim, Idi Subandy, ed., *Selamat Jalan Timor Timur: Pergulatan Menguak Kebenaran - Penuturan Apa Adanya Seorang Wiranto*, IDe Indonesia, 2002.
- ICG (International Crisis Group), *Indonesia's Maluku Crisis: the issues*, Indonesia Briefing, Jakarta/Brussels, 19 July 2000.
- Kingston, Jeffrey, 'Balancing Justice and Reconciliation in East Timor', *Critical Asian Studies*, Vol. 38, No. 3, 2006, pp. 271-302.

- McDonald, Hamish, et al., *Masters of Terror: Indonesia's Military and Violence in East Timor in 1999*, Canberra: Strategic and Defence Studies Center, Australian National University, 2002.
- Makarim, Zacky Anwar, et al., *Hari-hari Terakhir Timor Timur: Sebuah Kesaksian*, Jakarta: Sportif Media Informasindo, 2003.
- Nevins, Joseph, 'The CAVR: Justice and Reconciliation in a Time of "Impoverished Political Possibilities"', *Pacific Affairs*, Vo. 80, No. 41 (Special Forum: East Timor's Truth Commission), Winter 2007/2008, pp. 593-602.
- Nuttall, Ruth, *Political Continuity and Conflict in East Timor* (Kindle edition), Routledge, 2021.
- Reiger, Caitlin, and Marieke Wierda, *The Serious Crimes Process in Timor-Leste: In Retrospect*, International Center for Transitional Justice, 2006.
- Sumalla, Josep M. Tamarit, *Historical Memory and Criminal Justice in Spain: A Case of Late Transitional Justice*, Brussels: Intersentia Uitgevers NV, 2013.
- Suratman, Tono, *Untuk Negaraku: Sebuah Potret Perjuangan di Timor Timur*. Jakarta: Pustaka Sinar Harapan, 2002.